

社会福祉法人五常会

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五常会（以下当法人という）の監事監査に関する基本事項を定めるものであり、改正社会福祉法第45条の18並びに関係省令等の法令及び定款並びに関係規程に定めるもののほかは本規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、理事や職員から独立した当法人の機関であり、公正不偏の見地に立脚し監査を行うことにより、当法人の健全な経営及び社会的信頼の向上に資するものとする。

(職務及び権限)

第3条 監事は、次に掲げる職務をおこなう。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 上記(1)及び(2)に関し理事に意見を述べること
 - (4) 上記(1)及び(2)の監査の結果、不整の点あることを発見したとき、理事会並びに評議員会に報告すること
 - (5) 前号につき評議員会への報告を要するとき、理事に対し評議員会の招集を請求すること
- 2 監事は、その職務遂行のため、いつでも理事及び職員に対し事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第4条 監事は理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞無く、その旨理事又は理事会に報告しなければならない。

(評議員会への報告・説明義務)

第5条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に

報告しなければならない。

- 2 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められたときは、議長の議事運営に従い当該事項について説明せねばならない。

(会議への出席)

第6条 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会、理事会および経営会議等に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、審議事項の報告又は議事録、資料等の閲覧を求めることができる。

(会議の招集)

第7条 監事は、必要があると認めるときは、理事に対し評議員会、理事会の招集を求めることができる。

- 2 招集を求めた日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の開催日とする臨時理事会の招集がない場合は、監事が招集することができる。

(差止請求)

第8条 監事は、理事が当法人の目的範囲外の行為、あるいは法令や定款に違反する行為をし、その行為により当法人に著しい損害を与えるおそれがあると認めるときは、その行為の差止を請求することができる。

(監査報告書)

第9条 監事は、各会計年度に係る事業報告並びに計算書類（同付属明細書を含む）及び財産目録の監査終了後、法令の定めに従い、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成せねばならない。

- (1) 監事監査の方法及びその内容
- (2) 事業報告書及びその付属書類が法令又は定款に従い当法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 当法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (4) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由
- (5) 内管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものは除く）がある場合において、当該事項の内容が適当でないとき、その旨及びその理由
- (6) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象、その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類

の内容のうち強調する必要がある事項)

- 2 監事間で意見が異なる場合には、各監事の意見を記載するものとする。
- 3 監査報告書には、作成年月日を記載し、記名押印するものとする。
- 4 監事は、前項の監査報告書を理事長に提出する。

(附則)

この規程は、平成29年10月26日から施行する。